

平成 28 年第 2 回 仙台市入札等監視委員会 会議録

【署名】

水野 由貴

---

押印掲載  
を省略

1 日時 平成28年4月18日(月)午後1時58分～午後3時30分

2 開催場所 本庁舎2階 第四委員会室

3 出席委員

有川 智 委員長  
蘆立 順美 委員  
松尾 大 委員  
水野 由貴 委員

4 説明等のため出席した者の職・氏名

財政局 財政部 契約課長	大泉 新一
財政局 財政部 契約課 管理係長	田村 修一
財政局 財政部 契約課 主幹兼工事契約係長	吉田 学
都市整備局 参事兼技術管理室長	川上 正博
都市整備局 技術管理室 主幹兼技術企画係長	佐久間 寛
環境局 施設部 施設課 主幹兼建設第二係長	小和田 圭作
水道局 総務部 企画財務課長	永澤 信
水道局 総務部 企画財務課 契約係長	庄司 幸則
水道局 給水部 管路整備課長	境 潔
水道局 給水部 管路整備課 工事第二係長	小埜寺 利昭
水道局 浄水部 施設課長	渡部 和彦
水道局 浄水部 施設課 施設係長	植木 義則
交通局 総務部 財務課長	中村 喜陽
交通局 総務部 財務課 管財契約係長	菅井 英樹
交通局 鉄道技術部 電気課長	半澤 邦広
ガス局 総務部 契約原料課長	柴又 浩
ガス局 総務部 契約原料課 契約係長	鈴木 貢史
市立病院 経営管理部 経営企画課長	小椋 純一郎
市立病院 経営管理部 経営企画課 契約係長	大場 剛典

## 5 会議の経過

### 【1】開会

### 【2】議事の経過及び内容

進行： 有川 智 委員長

会議録署名委員： 水野 由貴 委員

#### (1) 工事に係る入札及び手続の運用状況について

事務局より、「入札方式別発注工事総括表」(資料 P1)、「入札方式別発注工事一覧表」(資料 P2～29) 及び「指名停止の運用状況一覧表」(資料 P30～32) に基づき報告。

#### 【質疑応答】

#### 工事契約及び指名停止の状況

論点等	発言者	発言内容
工事契約の状況	事務局	<p>今回の報告は、平成 27 年 10 月 1 日～12 月 31 日に契約した、予定価格 1000 万円以上の工事案件が対象である。</p> <p>総契約件数は 225 件であった。</p> <p>特例政令適用一般競争入札は 3 件で、内訳は市長部局 2 件、水道局 1 件である。</p> <p>制限付き一般競争入札は 205 件で、内訳は市長部局 152 件、水道局 34 件、交通局 10 件、ガス局 9 件である。</p> <p>指名競争入札は 7 件で、内訳は市長部局 6 件、交通局 1 件である。指名競争入札は原則として 1000 万円未満の案件に適用しているが、制限付き一般競争入札が不調の場合に切り替えて行うことがある。</p> <p>随意契約は 10 件で、内訳は市長部局 10 件である。既発注工事の関連業務、特殊な設備の補修工事である。</p> <p>(資料 P1～29 参照)</p>
指名停止の状況	事務局	<p>今回の報告に係る期間(平成 28 年 1 月 1 日～3 月 31 日)における指名停止案件は 5 件・16 社である。</p> <p>(株) N J S は、「談合又は競争入札妨害」によるもので、千葉市発注の下水道関連施設の設計業務委託の入札に関し、同市職員から予定価格を事前に聞きだし、不正に落札したとして平成 28 年 1 月 7 日に公契約関係競売入札妨害の疑いで逮捕されたものである。本市の指名停止要綱ではこの場合の指名停止期間を 4 ヶ月以上 1 年以下と規定しているため、今回の停止期間は 4 ヶ月とした。</p> <p>三井住友建設(株)は、「建設業法違反」によるもので、横浜市内のマンションのくい施工工事において、1 次下請業者及び 2 次下請業者がいずれも工事</p>

		<p>現場に専任の主任技術者を設置せず、また、1次下請業者が請け負ったくい施工工事を2次下請業者に一括して請け負わせていたことを認識しながら、当該下請人らの指導に努めず、許可行政庁等への通報も行っていなかった。このことは、建設業法第24条の6（下請人に対する指導）の指導に違反するとして、平成28年1月13日に国土交通省関東地方整備局長から監督処分（指示処分）を受けたものである。本市の指名停止要綱ではこの場合の指名停止期間を1ヶ月以上1年以下と規定しているため、今回の停止期間は1ヶ月とした。</p> <p>No3は(株)サタケ、ナラサキ産業(株)、井関農機(株)の3社である。「独占禁止法違反」によるもので、北海道の農業協同組合等が発注する穀物の乾燥・調整・貯蔵施設及び精米施設の製造請負工事等において、公正取引委員会から独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為があったとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたものである。本市の指名停止要綱ではこの場合の指名停止期間を4ヶ月以上1年以下と規定しているが、(株)サタケ、ナラサキ産業(株)は3年以内の再処分のため、措置期間（短期）2倍を適用し8ヶ月、井関農機(株)は3年以内の再処分のため、措置期間（短期）2倍を適用し8ヶ月であるが、課徴金減免制度適用のため、措置期間2分の1を適用し指名停止期間を4ヶ月とした。</p> <p>丸長建設工業(株)は、「談合又は競争入札妨害」によるもので、いわき市発注の工事の入札において、当該有資格者の取締役副社長、専務取締役及び従業員は、入札に参加した業者を脅した上、落札業者に契約辞退を強要したとして平成27年11月19日に公契約関係競売入札妨害、脅迫及び強要の疑いで逮捕されたものである。今回の停止期間は4ヶ月とした。</p> <p>No5は10社である。「独占禁止法違反」によるもので、東日本高速道路東北支社が発注する東北自動車道等の舗装工事の条件付一般競争入札において、受注予定事業者を決定すること及び当該受注予定事業者が受注できるような価格で入札を行うことなどを合意した上、同合意に従って、前記舗装災害復旧工事についてそれぞれ受注予定事業者を決定するなどを行ったとして、平成28年2月29日付けで公正取引委員会より告発されたものである。本市の指名停止要綱ではこの場合の指名停止期間を4ヶ月以上10ヶ月以下と規定しているため、今回の停止期間は4ヶ月とした。</p> <p>（資料 P30～32 参照）</p>
<p>予定価格の事前公表について</p>	<p>委員</p> <p>事務局</p> <p>委員</p> <p>事務局</p>	<p>仙台市では予定価格は事前に業者に伝えられているか。</p> <p>予定価格 1000 万円以上の工事請負は事前公表している。</p> <p>事案 1 の千葉市では予定価格は事前公表されていないということか。</p> <p>工事ではなく工事に係る設計業務委託に関するもので、仙台市でも事前公表はしていない。</p>

(2) 事案の抽出及び審議事案の選定について

- 1) 事務局より、今回審議対象となる 225 件の工事のうち、水野委員が事前に抽出した「入札方式別発注工事 抽出事案」10 件を報告（詳細は資料 P33 参照）。
- 2) 委員会により、1)の 10 件のうち本日審議する事案として以下の事案を選定。

【選定事案】

- ◆特例政令適用一般競争入札
  - ①石積埋立処分場場内整備工事（第 2 期整備第 1 区画）
  - ②水施建施 第 27-1 号 荒巻配水所更新工事（本体工事）
- ◆制限付き一般競争入札
  - ④農業園芸センター再整備（フェンス復旧）工事 2
  - ⑧地下鉄南北線工場配電室非常用発電設備更新工事
- ◆指名競争入札
  - ⑨ 23 国災第 6008 号（市）中原鳴合線道路災害復旧工事
- ◆随意契約
  - ⑩平成 27 年度仙台市中央卸売市場食肉市場施設改良工事

(3) 抽出事案の審議

【質疑応答】

「①石積埋立処分場場内整備工事（第 2 期整備第 1 区画）」 について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>本工事は、埋立処分場場内整備工事である。</p> <p>入札方式は特例政令適用一般競争入札（総合評価簡易Ⅱ型）とした。</p> <p>工事の履行能力を確認するため、工事の内容を踏まえて、入札参加資格として、3 者による共同企業体としそれぞれの資格を設定した。</p> <p>入札参加申請者は 4JV で、4JV による入札を行ったところ、3JV が調査基準価格を下回ったため、低入札調査を実施し、当該契約内容の適正な履行がなされない恐れはないと判断し、安藤ハザマ・奥田建設・深松組共同企業体を落札者と決定した。</p> <p>（詳細は資料 P34～36 参照）</p>
総合評価の項目について	委員	<p>入札金額が一番低いのは飛島建設 JV だが、評価調書では「施工手順に係る技術的所見」の点数が一番低いことが評価の逆転に直接つながっているように見える。具体的な点数の違いについてはどのようなものか。</p>

低入札価格調査について	事務局	簡易な施工計画書（工程管理）について二つの課題に対して飛鳥建設JVは一つの課題の提案しかなかったことから、差がついている。
	委員	細かい細目の積み上げで点数が付いているかと推測したけれども、二つの課題に対する提案ということだが、他の細かい評価の内容・項目はどのようなものがあったのか。
	事務局	工程管理について「全体の工事を的確に把握して繋がりわかる工程表の作成」と「工程どおり確実に施工するための具体的な技術提案」の課題に対し、後者の提案がなかった。 品質管理として「遮水シートを損傷しないよう盛土の品質や施工方法についての考慮」と「そのための具体的な技術提案」、その他として「情報化施工技術を用いることによって品質向上が期待でき、盛土や出来高管理の品質向上、効率化について具体的な技術提案」を求めた。これらが細目である。
	委員	低入札調査の3社ヒアリングの結果、適正な施工がされると判断したということだが、具体的にどういったやりとりで判断されたのか。
	事務局	積算内訳書の金額と市側の積算内訳に漏れがないか、異様に低い部分がないか等について、また、工事、管理に係る部分、各業者の儲けそれぞれについて比較、聞き取り調査、及び不足部分の確認などによって結果を出した。
	委員	これまでヒアリングの結果、適正ではないと判断したことはあるのか。
	事務局	ある。
	委員	低入札調査の結果、適切ではないと判断された割合は。
	事務局	工事なので積み上げで積算するが、そのうち、自社で工事する部分と下請に出す部分があり、その下請に係る見積の書類が用意できなかったため確認を取れず、不適切とした事例が昨年か一昨年にあった。

「②水施建施 第27-1号 荒巻配水所更新工事（本体工事）」について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>本工事は、老朽化した排水場を更新する工事である。</p> <p>入札方式は特例政令適用一般競争入札（総合評価簡易Ⅱ型）とした。</p> <p>工事の履行能力を確認するため、工事の内容を踏まえて、入札参加資格を設定した。</p> <p>入札参加申請者は3JVで、3JVによる入札を行ったところ、全社が調査基準価格を下回ったため、低入札調査を実施し、当該契約内容の適正な履行に支障はないと認められたため、評価値の最も高いフソウJVを落札候補者と決定し、提出された資格審査書類、総合評価に関する技術資料等を技術事項審査委員会で審査の結果、参加資格を有し、申告内容が適切であったことから落札者とした。</p>

		(詳細は資料 P37～39 参照)
総合評価について	委員	総合評価調書の簡易な施工計画の加算点配点と評価点配点の小計は一致しなくてよいのか。
	事務局	小計の配点 12 を割り戻して加算点配点 20 に按分している。
	委員	一番入札金額が低く、評価値が最も高いフソウJVが落札しているが、最終的な評価値を出すにあたり、入札金額が低いということをどのくらいの割合で評価するのか。今回のように調査基準価格を下回っている案件についても、上回っていると同じように入札額が低いということを重視するのか、それとも基準よりは下回っているので入札額が低いということの評価の割合は低くなるのか。
	事務局	今回は加算点の配点が 34 点、入札金額は 100 点なので 34%の割合で逆転がありうるということである。基本的な計算式というのは基準価格を下回るかどうかは考慮されない。
	委員	評価項目の企業の技術力・アと配置予定技術者の評価・ウの「過去 10 年度及び現年度における同種工事の施工実績」をあえて分ける理由はあるのか
	事務局	企業の技術力は会社自体の評価であり、配置予定技術者の方は現場に専任となる技術者の評価である。配置予定技術者が会社を異動していなければア＝ウとなるが、会社として実績があっても配置予定技術者は実績がない場合があって、そのような場合には差がつく。
	委員	会社に経験がなく、技術者に実績がある場合もありえるのか。必ずア＝ウではないということか。
	事務局	3ヶ月以上の直接雇用実績なので、3ヶ月以内に会社を異動していればアとウが異なる可能性はありうる。

「④農業園芸センター再整備（フェンス復旧）工事2」 について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>本工事は、東日本大震災による津波被害を受けた、農業園芸センターのフェンスの復旧工事である。</p> <p>入札方式は制限付き一般競争入札とした。</p> <p>工事の履行能力を確認するため、工事の内容を踏まえて、入札参加資格として、地域要件（仙台市内に本店を有すること）、格付評点（土木工事の格付評点が 650 点以上 950 点未満）、施工実績、配置技術者の要件等についての資格を設定した。</p> <p>入札参加申請者は 13 社で、13 社による入札を行ったところ、総額判断基準価格を下回った 12 社が失格基準価格をも下回ったため 12 社が失格となり</p>

		<p>(株)丸鹿を落札者と決定した。</p> <p>(詳細は資料 P43～45 参照)</p>
失格基準について	委員	13 社中 12 社が失格となっているが失格基準のうち失格となる費目に傾向等はあるか。
	事務局	現場管理費，一般管理費等両方を下回ったのが 10 社だった。現場管理費のみを下回ったのが 2 社だった。
	委員	入札金額をみると 25,354 千円台が大半であるが，予定金額の積算はこの金額でこの工事が最低限で施工できるレベルのものだったのか。失格基準価格を設けているということで，この金額以下では施工は困難だという判断でこの失格基準価格があるのか。
	事務局	純工事費，現場管理費，一般管理費等それぞれパーセントを決めての失格基準を定めている。純工事費は基本的に下回っていないので，施工可能な範囲内であったと思う。現場管理費，一般管理費等を削ったため基準価格を下回ってしまったもので，機械的にパーセントで計算している。
復興係数について	委員	予定価格の積算について，被災地では労務単価や資材の高騰等で，特例による割増がある。現在はある程度落ち着いてきているが，その積算基準は本当に実態に即しているのか。
	事務局	<p>国土交通省で積算基準を定めており，本市の積算もそれに基づいている。被災 3 県についての状況についても常に調査されている。</p> <p>労務賃金については本来なら 4 月からアップするが，それでは年度当初に集中する早期発注案件に反映できないので，ここ 2 年は 2 月に単価を改定している。仙台市では 5 ヶ年が過ぎて災害復旧は落ち着いた状況になっており，例えば舗装，造園工事については，被災 3 県の加算を入れると，低入札ぎりぎり業者が集まってしまう。ただし，その他の市町村では業者が集まらずに未だ不調になる工種もあり，国土交通省もできるだけ平準化できるよう情報収集に努めて，なるべくダイレクトに積算に反映するように心がけてはいるが，工種によって相違があり，全体的にはつかみ切れていない。</p> <p>失格の原因は主に現場管理費，一般管理費等の部分で，労務単価や復興加算は純工事費に係るものである。純工事費以外で企業の積算金額が低くなっている。純工事費の積算よりも，どうやって工事を取るか，競争性の観点にスタンスが変わってきていると思う。</p>
失格基準について	委員	<p>純工事費が適正な価格を全社が出してきているとすると，競争原理を働かせるといった意味では，29000 千円のところが落札しているということは 25300 千円程度でできる工事に 29000 千円出しているのかと感じる。</p> <p>現場管理費，一般管理費等は社内でのどの工事につけるか等，操作できる部分であり，純工事費を適正に保っている者同士が，そこだけで争いに負けている。失格基準の話を知ると頑張った会社の方が落札できなかったようで残</p>



		念に思える。低入札の積算基準の率などは規程上、絶対的ものであるのか。
	事務局	過去には安ければいいという時代もあり、落札率が60～70%という時代もあったが、事業者側も体力がなくなり、倒産するということもあり、担い手三法等により国も企業を育成するということが大事になって、一定程度の儲けを確保したうえで、優良な工事をしてもらうために、総合評価制度を採用している。今回のようなケースもあるが、金額が高くて落札できないこともある。今回は比較的簡単な復旧工事ということで人気があったと思うが、工事の人気、難しさによって様々であり、一律の基準の良し悪しについては一概には言えない。

「⑧地下鉄南北線工場配電室非常用発電設備更新工事」 について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>本工事は、地下鉄南北線工場配電室において、非常用発電設備を更新する工事一式である。</p> <p>入札方式は制限付き一般競争入札（総合評価簡易Ⅰ型）とした。</p> <p>入札参加申請者は3社で、3社による入札を行い、総額判断基準価格を下回っていたものの、失格基準を上回っていたことから総合評価の最も高い富士電機(株)東北支社を落札候補者とし、技術資料等及び資格審査のための資料の審査の結果、落札者と決定した。</p> <p>（詳細は資料 P56～58 参照）</p>
失格基準について	委員	<p>予定価格に比べ落札金額が非常に低い。失格基準価格の兼ね合いだと思う。これまでの純工事費、現場管理費等々のほかに、機器製作費というものがあるが、これは何か。</p>
	事務局	<p>総合判断基準価格については、純工事費、現場管理費、一般管理費、機器製作費にそれぞれの割合をかけて決定している。失格基準価格は純工事費、現場管理費が90%、一般管理費等が70%、機器製作費は60%の割合でそれぞれの予定価格の構成費目に対してそれぞれに比較した。</p> <p>今回は、総額判断基準価格については3社中2社が下回っていたので、失格基準価格との比較を行い、落札業者のみが全てをクリアしたため落札となった。</p> <p>工事費の割合については、純工事費が11%、現場管理費が6%、一般管理費等が2%、機器製作費が81%の構成となっている。非常用発電装置の更新工事であり機器製作費が大きい。これが影響し、全体的な総額判断基準は下回ったが、構成費目ごとには失格基準をクリアした。</p>
	委員	<p>機器製作費というのは、企業のアイデア、これまでのノウハウでコストを抑えることができるかと思う。ここで失格基準価格が60%ということは発注者側も企業のアイデア、技術提案が機器製作費に大きく影響することを前提</p>

		として設定されたのか。
	事務局	機器製作費の項目は一般的にはないもので、交通局独自に管理者が認める項目として他の3費目に対して付け加えた。公営企業の工事の特殊性として、機器の製作の割合が大きい工事が多くある。今回も80%を超える割合になっているのは製作物のきちんとした品質確保のうえ、工事してもらいたいという目論見があったからである。機器、設備関係の価格は公表価格と実勢価格の設定があるが、見積を徴収する場合、見積価格は公表価格と捉えており、これを実勢価格の何%とみるかを検討している。今回、公表価格を実際の実勢価格として積算するうえで60%とみたため失格基準価格を60%とした。
競争性の確保について	委員	更新工事ということだが、当初の工事業者はどこだったのか。
	事務局	落札者である。
	委員	元々請けていた業者だったので、機器製作費は技術的なことがわかったうえで、コストが抑えられた等のメリットはあったのか。
	事務局	発電機本体とそれに付随する分電盤等もあり、それを含めて一式の更新工事であったため、既存の業者が特に有利であったとは考えていない。
	委員	そうすると入札金額に差があるのは、それぞれの技術力によるもので、不適正ではないというのか
	事務局	それぞれの適正な競争が働いた結果だと思う。機器製作は工場で行うもので各企業の持っている工場内の事情も想定される。

「⑨23国災第6008号(市)中原鳴合線道路災害復旧工事」について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	本工事は、道路の災害復旧工事である。 本案件は、当初制限付き一般競争入札として平成26年10月23日に公告したが、応札が無く、平成26年12月18日に再公告したが、応札者が無かったため、指名競争入札で行うこととしたものである。 施工管理及び技術的水準を勘案し、仙台市契約業者指名基準に基づき、類似工事の施工実績のある土木工事施工業者8社を選定した。 入札については8社のうち7社が辞退し、(株)広瀬組を落札者と決定した。 (詳細は資料P59～60参照)
辞退理由について	委員	辞退した業者が多いが、その理由等は何か。
	事務局	直接聞き取りはしていないが、他の案件で、技術者が確保できないということが聞こえているほか、積算が合わないことが考えられる。
	委員	道路災害復旧工事は、難しいとか、人手がかかるといった特殊な工事なのか。
	事務局	本工事は、広い道路ではなく、片側交互通行が必要になるなど面倒ではあ

		るが、工事自体はさほど難しいものではないと考えている。
	委員	辞退の理由は明確ではないが、やりづらさがあったから不調となり、再入札を行い、今回も多数が辞退していて、その結果として落札率 100%、予定価格満額とする性質の工事であったのか。
	事務局	土木工事は件数も多く、同じような工事であれば楽な方を選ぶ傾向があり、そのように選ぶ要素がある。落札者は現場近くの業者であり、受けてくれたのかと思う。
緊急性について	委員	災害復旧にしては時間が経っている気がする。災害なので特殊だと思うが、急いで地元の会社に随契とするとかしないで、競争としたのはなぜか。
	事務局	本来なら、すぐ直すべきだが、工事によってすぐ直せる工事と設計等に若干時間のかかる場合がある。時間がかかるということは緊急性はないということになってしまうこともあり、緊急工事として扱うことは自治法上、随契できるかどうか悩むところだ。
	委員	これは災害の時に問題が起こり、工事が必要になかったのか。
	事務局	おそらく法面の工事との調整も必要だったと思う。
	委員	これだけ時間が経っていて、住民に不都合、危険はなかったのか。
	事務局	通行止め等はなく、狭くはなっていたと思うが、特段支障はなかったはずだ。

「⑩平成 27 年度仙台市中央卸売市場食肉市場改良工事」 について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	本工事は、小動物解体棟、連絡通路棟内の施設改良工事一式（排水溝設置、塗床改修）である。 入札方式は建築工事を行った業者と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号に基づく特命随意契約とした。 （詳細は資料 P61～62 参照）
別契約となった理由について	委員	本工事が必要になった理由は、排水側溝の容量不足や床の水勾配不足などとなっているが、それが指摘された原因はどこにあったのか。
	事務局	設計段階では、施設の使用者の確認を取って工事を進めたので、業者の瑕疵はない。完成前に再確認が必要であったかもしれないが、それをせずに完成後に確認をしたことが原因である。工事完成前であれば変更契約とする中身であるが、工事依頼課との確認不足があったと思っている。
	委員	本工事が終わった時点で気づいて変更契約した場合でも、金額としては 35000 千円くらい掛かってしまうものなのか。
	事務局	一般的に、元々行っていた工事を変更する場合には、同じ落札率を使って計算する。この工事は大きい案件で落札率が低かったことを考えると、これ

		よりは若干、安くできたかもしれない。ただし、新たな工事として発注した場合には入札事務経費等が上乗せになると思われる。
	委員	これまでもこうした追加の工事で時間がたってしまったために随契としたものはあったのか。
	事務局	工事完成前には確認するので、変更契約で対応しているため、他にはほとんどないと思う。
	委員	これは実際、使ってみてから気づいたのか。
	事務局	実際引き渡しを受け、使用者側が確認した。1月から施設を使用するのだが、その前の仮運転の時点で気づいた。
	委員	引き渡し前にはわからなかったということか。
	事務局	そのようだ。

## 6 その他

事務局から各委員に次のとおり報告及び依頼した。

- ① 平成 27 年度の工事契約落札率の報告と契約制度の改正について  
(資料 P74～84, 別添資料) に基づき報告。
- ② 次回の抽出委員は蘆立委員に依頼する。
- ③ 次回の委員会の日程は、平成 28 年 7 月 28 日 (木) 14 時からの予定である。

## 7 閉会